平成２５年（フ）第１０９号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目15番３―104号、前住所兵庫県宝塚市山本丸橋３丁目８番５号
破産者　木田　照子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
兵庫県宝塚市逆瀬台２丁目７番30―310号
破産者　藤井　鈴子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
兵庫県川西市大和東２丁目33番地の14、前住所兵庫県川西市東畦野２丁目１番29―305号
破産者　髙橋　直仁
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
兵庫県宝塚市弥生町５番１―1013号
破産者　丸草　高継
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
東京都文京区白山５丁目33番19号、開始決定時の住所徳島県徳島市新蔵町１丁目60番地
破産者　黒河　昭一
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８８号
高知市高須２丁目７番20号　森木マンション303
破産者　西村　十郎
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１３号
高知市高須３丁目10番13号
破産者　和田加寿子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９１号
長崎県大村市桜馬場１丁目196番地１
破産者　弘川　辰弘
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４７号
鹿児島県南さつま市金峰町宮崎4378番地
破産者　吉原　泰幸
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第６２号
鹿児島県枕崎市栄中町154番地
破産者　岩下　司郎
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１３６８号
新潟市中央区古町通11番町1683番地３、破産手続開始時の住所埼玉県川口市青木４丁目27番26―103号　朝日プラザ川口青木
破産者　捧　　力雄
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
高知県四万十市中村東町１丁目６番９号
破産者　宮岡　芳子
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第２９３号
熊本市南区富合町志々水207番地３　アーリーシャット203号、前住所熊本市南区野田３丁目５番８号
破産者　園田　文博
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
鹿児島県日置市伊集院町郡1934番地
破産者　山口キヨ子
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
山形県米沢市城西４丁目４番40号
破産者　玉澤　　昇
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第５３号
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤2810番地
破産者　岡野　真一
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１７５号
千葉県銚子市犬吠埼9575番地
破産者　山﨑　信義
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７６号
千葉県銚子市笠上町7204番地の６、開始決定時の住所千葉県銚子市陣屋町３番地の19
破産者　山﨑　信司
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係